

幸せます点検修理サポート会員入会規約

■第 1 条 (名称)

本会は株式会社クラカズコミュニケーションズによって運営されるパソコンの点検・修理・サポートサービス「幸せます点検修理サポート」と称します。(以下本会という)。また、本会の会員を「会員」と称します。

■第 2 条 (目的)

本会は、パソコンの点検、修理及びサポートを行うことを主目的とし、パソコンの利用を快適にさせていただくことに尽力致します。

■第 3 条 (入会資格)

本会の入会資格は原則として次の条件を満たす方とします。

- ① 罰金以上の刑事裁判を受けたことがない方、または罰金以上の刑事裁判（複数ある場合には直近のもの）を受けてから 5 年以上経過した方
- ② 不正競争防止法、その他の法令に違反する目的・態様で参加される疑義が認められないこと
- ③ 反社会的勢力及びそれに準じる方でないこと
- ④ 成年であること
- ⑤ 被後見人、被保佐人、被補助人でないこと
- ⑥ その他、本会の裁量による本会への参加不許諾を受けなかった方

■第 4 条 (入会手続)

本会への入会を希望する場合（個人のみ）は、申込用紙に必要事項を記載のうえ、提出いただきます。

■第 5 条 (会費)

本会の会費は、入会金 2,000 円と月会費 2,400 円（年払いの場合は 28,800 円）とする（いずれも消費税 8%を含む金額であり、今後の消費税率の変更により変動します）。入会金は申込時に現金でお支払いいただきます。月会費は入会翌月から発生します。支払い方法は銀行からの自動引落としによるものとします。口座引き落とし日は各金融機関によります。年払いの場合は、申込翌月起算 12 か月分の会費 28,800 円を引き落とします。また、2 年目以降は翌年の入会翌月に所定の口座より自動引落としとなります。また、自動引落（振替）の申込書は、第 4 条に規定した申込用紙にて情報を提出いただいた後、事務局から会員に郵送いたします。

■第 6 条（届出事項の変更）

会員は、所属する企業や所在地、役職等変更があった場合は速やかに本会の運営事務局に報告するものとします。

■第 7 条（会員の権利）

会員は、本件サービス（次条により定義される）の提供を受ける権利を有します。

■第 8 条（本件サービスの内容）

会員は、次のサービスを享受することができます。但し、サービス内容については、本会の裁量により、事前の通知なくして変更されることがあり、変更手続については、第 17 条に定めるところによります。

- ① パソコンに関する点検修理及びサポートを期間内であれば何回でも無料で行います。
但し、修理に必要な部品代は別途発生いたします。
- ② 防府市内であれば、出張費を無料でパソコンのお引き取り、配達を行います。（近隣都市の方は、別途定める当社交通費規定における防府市内との差額交通費をいただきます）
- ③ 会員のパソコンに関する各種設定情報を管理いたします。
- ④ インターネットを使った遠隔サポートを無料で行います。
- ⑤ メール、LINE 等で会員専用のお役立ち情報を提供します。

■第 9 条（会員の義務）

会員は、本会が定める本規約会則を遵守するものとします。

■第 10 条（会員資格の譲渡）

会員資格はいかなる場合も他人に譲渡することはできません。

■第 11 条（禁止事項）

会員は、次に掲げる行為を行なってはいけません。

- ① 本会の提供するサービスを違法行為もしくは違法行為と思われる用途に使用すること。
- ② 本会の提供するシステムに、虚偽の情報を提供すること。
- ③ 本会及び本会の会員を誹謗・中傷する行為。
- ④ 本会の運営を妨害する行為
- ⑤ 本会と類似もしくは競合する事業ないしシステム運営を行なうこと
- ⑥ 会費滞納が 2 ヶ月続くこと
- ⑦ 本会を利用して選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為をすること。
- ⑧ 当会を利用して宗教の宣伝を含む宗教的行為、及び宗教団体の設立・活動、宗教団体へ

の加入等宗教上の結社に関する行為をすること。

- ⑨ 本会を利用してネットワークビジネス及び類するビジネスの営業行為を行うこと。
- ⑩ 会員たる資格に基づき取得した情報を、その態様の如何を問わず、本会の許可なく使用すること

■第 12 条（除名）

会員が本規約及び第 11 条に定める禁止事項に抵触したり、本会が中止もしくは、是正を求めたにも関わらず会員がこれに応じない場合、当該会員に対し除名の処分をすることができます。尚、本会が除名処分をする場合、当該会員に除名理由を説明いたしません。

■第 13 条（会員資格の喪失）

会員は、次の事由により退会となり、その資格を喪失します。

- ① 退会の申出を行い、本会がこれを認めた場合。
- ② 除名された場合。
- ③ 会員が死亡した場合。
- ④ 破産、会社更生、民事再生、その他これに類する申立てをされ又は自ら申立てたとき。
- ⑤ 他の会員、本会、運営会社又は第三者を誹謗中傷する行為及びその虞れがあると本会が判断したとき。

■第 14 条（退会について）

会員は本会の退会を希望する場合、運営事務局に書面にて退会届（書式は自由）を提出するものとします。但し、前条①の場合を除き、退会届の提出は会員資格の喪失の効力に何らの影響も及ぼさない。なお、退会の場合、退会会員が既に支払った会費については返金されないものとします。

また、退会を行う場合入会してから 1 年未満の方は退会を行うことができません。

退会届の提出期限は、退会希望日を含む月の前月の末日限りとします。（例：2019 年 12 月限りで退会したい場合、11 月末日までに提出）

■第 15 条（本会の廃止）

本会は、天災、地変、法令の制定・改廃、行政指導、社会情勢の変化又は本会の都合により必要と認められる場合には、サービスの一部又は全部の利用を制限し又はこれらを一時休止もしくは廃止することができます。この場合、本会は利用者に対して賠償の責任を負いません。

■第 16 条（個人情報の扱い）

本会は、会員の情報を厳重に取り扱うものとし、株式会社クラカズコミュニケーション

ズにかかる活動目的においてのみ利用するものとします。

■第 17 条（規約内容の変更手続）

本規約の変更については、全会員の同意が必要になる。但し、規約の変更内容を所定の方法により発表した後 1 か月を経過しても会員から異議が出なかった場合、全会員が当該規約内容の変更に同意したものとみなす。

■第 18 条（準拠法）

本規約は日本国法に準拠し日本国法に従って判断されるものとし、本規約に関する一切の紛争に関し訴訟を提起する場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

平成 30 年 8 月 7 日 改訂